

仕 様 書

この仕様書は、クレジット決済機能を有する医療費自動支払機（以下「自動支払機」という。）の購入及び納品について適用する。

1 品名及び規格（型番）、メーカー名、数量等

品 名	規格（型番）	メーカー名	数量
医療費自動支払機	特記仕様書のとおり	—	1式

2 一般的条項

- 受注者は、自動支払機の納入期限を厳守するとともに、納品に当たっては事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じた場合には、発注者に連絡すること。
- 自動支払機を発注者に引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、受注者が責任を持って行うこと。
- 自動支払機の納入時に必要となる搬入、据付、調整に係る経費は受注者の負担とする。
- 受注者は、自動支払機の引き渡しの際、次の書類等を提出すること。
 - 自動支払機の構造、機能及び取り扱いに関する説明書とメーカー発行の保証書
 - 自動支払機に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表
- 新品・未開封のものを納品すること。

3 納入期限

令和4年3月31日（木）

4 納入場所

広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号
広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）

5 検査及び動作確認等

(1) 検査

発注者は、本仕様書、提出書類及び協議事項について検査を行うものとする。

受注者は、納品及び調整完了後、速やかに事務室医事課に連絡し、発注者の指定する者の検査を受け、自動支払機の引き渡しを行うこと。

検査の際は、特記仕様書に示す技術的要件等を満たしていることが確認できる書類等を用意しておくこと。確認できない場合は検査不合格とする。なお、検査の結果、不合格となった場合の取り替え等に要する費用は、受注者の負担とする。

(2) 動作確認等

受注者は、設置作業完了後、次の動作確認を行うこと。

ア 自動支払機の設置状況及び正常稼働の確認

イ 自動支払機と医事会計システム及びカード決済のための外部ネットワークとの接続状況及び正常稼働の確認

ウ 上記接続状況及び動作確認は、当該システムに精通しているシステムベンダーの立会いのもとで行うこと。なお、システムベンダーの立会に係る日程調整等は受注者が行い、これに要する費用は受注者の負担とする。

6 保証期間

自動支払機の保証期間は、検査受領後1年間とする。ただし、受注者（又は製造者）の責任に帰する自動支払機の破損及び故障については、保証期間終了後であっても無償で修理又は良品と取替えるものとする。

7 その他

(1) カード決済のための外部ネットワークとの接続に必要な通信インフラは発注者の負担とする。

(2) 本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

特記仕様書

- 1 自動支払機全般の基本機能について、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 医事会計システム「HOPE X-W（富士通Japan(株)製）」と、クレジット決済機能を有する自動支払機（4台）を、TCP/IP方式でLAN接続し、パケット通信で送受信が行えること。
 - (2) 接続方法は、自動支払機が医事会計システムと直接通信する仕組みをとり、障害発生時に一斉にダウンしない仕組みであること（管理サーバ経由の通信でないこと）。
 - (3) 医事会計システムから送信される以下の内容が受信できること。
領収書、診療明細書及びお薬引換券発行に必要な情報
 - (4) 医事会計システムから送信されるフラグの内容により発注者の運用で自動支払機での収納を制限できること。
 - (5) 自動支払機に請求額が入金されることにより、医事会計システムの未収情報が入金済みとなること。
 - (6) 拡張機能として、自動支払機インターフェースを利活用し医事会計システム（属性連携、未収消込連携、領収書・明細書発行連携）と連携をした「後払いシステム」の導入が可能なこと。
- 2 自動支払機本体に関し、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 以下のいずれの操作でも、本体画面に未収の外來請求額及び入院請求額が表示できること。
ア 診察券（磁気カード・JIS II型）を本体に組込まれたカードリーダーに挿入した場合
イ 患者IDのバーコードが印字された任意の用紙を本体内蔵のバーコードリーダーにかざした場合
 - (2) 日常業務（現金装填・回収、領収書準備等）について、前扉運用にて操作が出来ること。
 - (3) 省電力対策のための人体センサー機能、操作補助用として本体前面に手すりがあること。
 - (4) つり銭切れ、用紙切れ、その他の異常を感知する機能を備えていること。
 - (5) カード（診察券、ICクレジット・キャッシュカード）/領収書/診療明細書/つり銭紙幣/つり銭硬貨の排出時は、完全に抜き取られるまでセンサー検知を行い、警告音と音声案内メッセージによる取り忘れ防止のための案内ができること。
 - (6) 領収書、診療明細書発行以外の機能として、カード利用明細書及び口座引落確認書が自動支払機本体から出力できること。
 - (7) アンカー固定不要で設置できること（設置環境によりアンカー固定対応も行えること）。
 - (8) 定期的な更新を必要としないホワイトリスト方式のウィルス対策ソフトを搭載していること。
 - (9) 使い方を分かりやすくするため、LEDによる操作誘導と音声ガイダンスを標準装備していること。
 - (10) 係員機能としてつり銭の追加補充、つり銭交換ができること。
 - (11) 係員呼出ボタンは専用配線不要で対応できること。
 - (12) 停電時に取引データの破損を防ぐためバッテリーを内蔵していること。
 - (13) 本体電源及び、取扱時間、再起動時間のタイマースケジュール設定ができること。
 - (14) 職員が現金操作等をする際は操作履歴を残せること。また、ID/パスワードにより担当する職員以外が操作できないこと。
 - (15) 自動支払機本体において単独で売上管理が行えること。
 - (16) 日計表、銀行別集計、クレジット会社別集計、取引データクリア等が自動支払機本体又は監視モニターで印刷できること。
- 3 自動支払機のその他の性能・機能に関し、以下の要件を満たすこと。
 - (1) カード（診察券、ICクレジット・キャッシュカード）を取り忘れた際の対応として、任意の設定時間経過後に専用の鍵付き取忘れ回収ボックスへ取込む機能を有し、休止することなく次の取引が行えること。
 - (2) カード（診察券、ICクレジット・キャッシュカード）を専用の鍵付き取忘れ回収ボックスへ取込んだ際は、監視モニター及び自動支払機本体の係員メニューで取り込みカードの有無及び枚数が確認できること。
 - (3) エラーが発生した際は、エラー確認画面でエラーの内容が確認できること。
 - (4) 紙幣・硬貨詰まりの際は、エラー解除画面においてエラーが発生したときの現金の取り扱いについて、「支払者側のお金か（機外現金）」「病院側のお金か（機内現金）」明確に区分できる案内が可能であり、且つ紙幣・硬貨の金種情報別に画面表示する機能を有していること。
 - (5) 支払者から入金額の異議があった場合、支払いが完了している場合は、自動支払機の画面と監視モニターで取引結果（何の金種を何枚入れたか等）の内容を印刷して、支払者に説明する手段があること。
 - (6) 支払者から入金額の異議があった場合、仮に、支払い未完了の場合でも、自動支払機の画面で、貨幣を何枚入れたかどうか等の内容を表示し、支払者に画面を見せながら説明することができること。

特記仕様書

- (7) 操作履歴の取引内容は、診察券挿入、バーコード読取、入金金種、出金金種、取消操作、硬貨つり銭取り忘れ、カード取り忘れ回収、取引エラーコード等を、支払者に画面の内容を見せながら説明することができること。
- 4 自動支払機の画面表示機能に関し、以下の要件を満たすこと。
- (1) 15インチ以上のTFTカラー液晶タッチパネルディスプレイであること。
 - (2) 左右側面30度以上の角度からは画面が見えないプライバシー対応モニターであること。
 - (3) 操作画面が左右から見えないように、サイドパーテーションがあること。
 - (4) 照明や外光などの画面への映り込みを最小限に抑えるため、必要に応じて表示部（タッチパネル）の角度を段階調整できること。
 - (5) 医事会計システムから送信される情報により患者氏名、受診年月日、診療科名、請求額（受診日・受診科毎）、請求額合計が画面に表示できること。
 - (6) 受診年月日、診療科名及び請求額は、見やすくするため診療科明細の表示、非表示の切り替えが可能なこと。
 - (7) ボタン操作により日本語・英語の音声ガイダンスと画面表示切替え機能があること。
 - (8) 入金確認ボタン対応/入金オートスタート対応のどちらでも選択でき、運用後の変更が可能なこと。
- 5 自動支払機の金銭処理部に関し、以下の要件を満たすこと。
- (1) 最新の貨幣識別基準で、偽装紙幣や偽造硬貨、外貨の収納を防止できること。
 - (2) 入金処理は、以下の金種以上の取り扱いができること。
 - ア 紙幣：全金種（一万円、五千円、二千円、一千円）
 - イ 硬貨：全金種（五百円、百円、五十円、十円、五円、一円）
 - (3) 入金方法は、紙幣20枚以上、硬貨50枚以上の一括混在投入ができること。
 - (4) 2021年11月に発行が予定されている新500円硬貨への対応機であること。
 - (5) 出金処理は、以下の金種以上の取り扱いができること。
 - ア 紙幣：3金種（一万円、五千円、千円）
 - イ 硬貨：全金種（五百円、百円、五十円、十円、五円、一円）
 - (6) 出金方法は、紙幣10枚以上（連続出金可能）、硬貨50枚以上（混合一括出金）ができること。
 - (7) 本体に、紙幣合計700枚以上収納できること。
 - (8) 本体に、硬貨合計1800枚以上収納できること。
 - (9) 紙幣・硬貨の回収方法は、カセット回収など利便性・安全性に優れたものであること。
 - (10) 金銭回収方法として、病院で任意に全額回収/売上金回収（残置回収）の選択ができること。
 - (11) 釣銭準備金装填操作を行った際、自動支払機本体で「装填前在高」「装填した金額」「装填後在高」の金種別情報用紙の発行ができ、用紙の確認と合わせてミスを予防する機能を有すること。
 - (12) 現金回収操作（全回収、一部回収等）を行った際、自動支払機本体で「回収前在高」「回収した金額」「回収後在高」の金種別情報用紙の発行ができること。
 - (13) 硬貨釣銭の出金払出口（受皿）にもセンサー検知が可能であり、釣銭を抜き取るまで取り忘れ警告、取り忘れの音声案内が可能であること。
 - (14) 紙幣払出口のセンサー検知が可能であり、つり銭紙幣を抜き取るまで取り忘れ警告、取り忘れの音声案内が可能であること。
 - (15) 硬貨・紙幣つり銭を取り忘れた際は自動支払機を休止して監視モニターへエラー警告を行い、取引履歴確認で取り忘れた患者の特定ができること。
- 6 領収書、診療明細書の発行に関し、以下の要件を満たすこと。
- (1) 発注者指定の領収項目/レイアウトに対応でき、白紙用紙にフル印字（オーバーレイ）もしくはプレ印刷用紙（事前印刷用紙）の利用ができること。
 - (2) レーザープリンター又はサーマルプリンターを内蔵し、領収書、診療明細書は最大A4サイズの用紙にて出力できること。
 - (3) 取り忘れ防止の観点から、複数枚発行する場合は用紙の抜き取りをしなくても次の用紙が印字されること。
 - (4) 領収書、診療明細書の取り忘れがあった場合、音声アナウンス等によるお知らせや、一定の時間が経過した場合は、自動で取り忘れた印刷物を収納し、自動支払機を休止することなく次の患者の操作を可能とするなどの対策が取られていること。
 - (5) 係員機能として、当日取引分の領収書を発注者が任意に選択して再発行できること。

特記仕様書

- (6) 医事会計システムから送信される薬の院内処方の情報により、切り離しが可能なお薬引換券が出力できること。
- (7) 医事会計システムの情報を元に診療明細書の出力可否を選択できる機能を有していること。
- (8) 用紙在庫の管理がしやすいように、印刷枚数日計表（自動支払機で印刷した領収書/診療明細書の枚数集計）の出力ができること。
- (9) 領収書、診療明細書の各項目が正しく印刷されていることを確認すること。

7 クレジットカード取引に関し、以下の要件を満たすこと。

- (1) 接触ICクレジットカード及びデビットカード払いの対応ができること。
- (2) EMVレベル1&2に準拠したICカード対応カードリーダー、PCIPTSに準拠したピンパッドを搭載していること。
- (3) 日本クレジット協会が公布している『オートローディング自動支払機のIC対応指針と自動支払機の本人確認方法について』の代替対策案を基にICクレジット対応化におけるセキュリティ対策を実施していること。
- (4) 日本クレジット協会が公布している『対面加盟店における非保持化と同等/相当のセキュリティ確保を可能とする措置に関する具体的な技術要件について』の端末に対するセキュリティ対策を実施していること。
- (5) 操作性とカード取忘れ対策の為、オートローディング方式（自走式：カード自動取込み・自動排出）のカードリーダーを採用していること。
- (6) 診察券挿入待ち時にクレジットカードが挿入された場合、カードリーダーで読み取ったクレジットカード情報を外部送信せずに自動的に消去する機能を有していること。
- (7) 診察券、接触ICクレジットカード、キャッシュカードが1ヶ所の同じカード挿入口で操作が行えること。
- (8) 発注者の契約内容に準じて、クレジットカードの支払い方法として、一括払い以外に分割払い・リボ・ボーナス払いに対応できること。
- (9) カード支払い時は支払い回数選択後、画面に「氏名・金額・支払い回数」を再表示し確認ボタンを押さないと決済が完了しないこと。また、選択内容を変更できること。
- (10) カード利用明細書、口座引落確認書の発行が行えること。
- (11) クレジットカードの取消処理結果が患者用と職員管理用の2枚発行できること。
- (12) 発注者のセキュリティポリシーに基づき、カード決済のための外部ネットワークと院内ネットワークを切り離して構築できること。

8 事務所内に設置する自動支払機監視モニターに関し、以下の要件を満たすこと。

- (1) 自動支払機を一元管理できる監視モニター（監視PC）を1台用意すること。
- (2) 自動支払機毎に、入金情報及び現金の入出金情報を管理できること。
- (3) 監視モニターが停止しても、自動支払機の現金・クレジット・デビット取引に影響がなく取り扱えること。
- (4) つり銭切れ、用紙切れ、その他の異常を監視する機能を備えていること。
- (5) 監視PC以外に自動支払機本体において単独で売上管理が行えること。
- (6) 監視モニターから自動支払機にリモート操作で以下の遠隔操作、監視ができること。
 - ア 電源OFF、自動支払機本体の状態（取り扱い/休止）の指示
 - イ データ検索機能、エラー発生時のエラー詳細の表示機能
- (7) 現金回収完了を当該監視モニターでリアルタイムに把握できること。
- (8) 日計表帳票として、監視モニターで以下の帳票の発行ができること。
 - ア 日計表
 - イ カード日計表（クレジット）及びカード取り消し日計表
 - ウ 在高一覧表
 - エ 印刷枚数日計表
- (9) 取引検索帳票、取引明細表帳票として、監視モニターで以下の帳票の発行ができること。
 - ア 取引詳細（精算日時検索/患者番号検索/領収書番号検索/カード支払伝票番号検索/カード利用者検索）
 - イ ジャーナルログ検索印刷、カード会社利用者明細表、領収書番号順取引明細表（精算日時順/患者番号順）
 - ウ 金銭管理操作履歴
- (10) 監視モニターと自動支払機間はTCP/IP方式でLAN接続すること。また、監視PCは2箇所以上に設置・監視可能なこと。

9 その他以下の要件を満たすこと。

特記仕様書

- (1) 自動支払機（４台）の設置場所は、発注者の指定する場所とする。自動支払機設置に係る費用は、本調達に含むものとする。
- (2) 自動支払機に必要な電源、LAN配線は既設設備を流用することとし、新たに必要となる回線工事費は本調達に含まないものとする。
- (3) 医事会計システムとの接続については、その作業において、病院事務に支障の出ないように、十分な協議及びテスト、開院前リハーサル、システム稼働時の立会いを行うこと。
- (4) 医事会計システム側は、当院の現行インターフェースによる接続を予定している。このため、自動支払機側の仕様変更等が原因で医事会計システム側の追加費用が発生した場合は、受注者の負担とする。
- (5) 操作マニュアルを作成し、発注者に２部提出すること。また、自動支払機納入後、担当者を対象とした操作説明会を開催すること。
- (6) 保守は納入後、１年間を無償保守期間とし、５年間（無償期間を含む。）は修理対応を保証すること。
- (7) 自動支払機の特性上、自動支払機製造メーカーのメンテナンス要員が直接メンテナンスを行えること。
- (8) 障害発生時は、広島市内の直営保守拠点より迅速に保守する体制が整っていること。
- (9) 特記仕様書の内容はすべて必須要件であり、標準機能で対応が困難である場合はカスタマイズ対応を行うこと。また、その費用については今回の調達費用に含むこと。